

令 和 6 年 度

監 査 計 画

所 沢 市 監 査 委 員

令和6年2月14日
監査委員決定

基本方針（所沢市監査基準第1条抜粋）

監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

また、監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。

監査方針

監査にあたっては、本市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与することを目的に、合規性、正確性に加え、経済性、効率性及び有効性の視点も踏まえた監査を実施するとともに、監査対象に係るリスクを考慮した監査を実施することで、市政への信頼確保に資するよう努めるものとする。

また、監査の実効性を確保するため、監査対象部局に対し、指摘事項等に対する速やかな是正・改善を求め、監査対象部局外においても、同様の指摘等が生じないような事務改善につなげるため、監査結果の共有化を図るものとする。

なお、監査の種類及び内容等は、令和6年度監査実施計画のとおりとする。

令和6年度監査実施計画

1 定期・行政監査（地方自治法第199条第2項及び第4項）

（1）目的

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

（2）対象

①対象部署

秘書室、危機管理室、経営企画部、総務部、財務部、環境クリーン部、街づくり計画部、教育総務部、学校教育部、出納室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査事務局とする。

なお、対象部署の所管する施設調査については、その都度決定する。

②対象範囲

令和6年度中における財務に関する事務及びその他の事務事業の執行を対象とする。

（3）主な実施手続

実施に当たっては、対象部署の長に対し、期日、場所等をあらかじめ通知し、資料の提出を求める。

原則として試査によるものとし、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、疑問点等を対象部署に確認するとともに、物品等調査、施設調査及び説明聴取を実施する。

（4）実施日：別紙年間監査計画表のとおり

（5）実施体制

監査等の実施体制は、原則として班体制とする。なお、班の編成については、別に通知する。

2 学校監査（地方自治法第199条第2項及び第4項）

（1）目的

定期・行政監査の一環として実施。

（2）対象

①対象校

小学校8校：若狭、荒幡、伸栄、美原、安松、東所沢、中富、北野

中学校4校：所沢、中央、富岡、狭山ヶ丘

②対象範囲

令和5年度及び令和6年4月1日から調査日当日までの保護者負担軽減補助金の財務に関する事務、その他の事務事業の執行並びに施設及び物品等の管理状況を対象とする。

(3) 主な実施手続

実施に当たっては、教育委員会の長に対し、期日、場所等をあらかじめ通知し、資料の提出を求める。

提出された事前調査表と書類・諸帳簿等を照合し、調査表をもとに対象校において実査及び説明聴取を実施する。

(4) 実施日：別紙年間監査計画表のとおり

(5) 実施体制

監査等の実施体制は、原則として班体制とする。なお、班の編成については、別に通知する。

3 工事監査（地方自治法第199条第2項及び第4項）

(1) 目的

定期・行政監査の一環として実施。

(2) 対象

原則として5,000万円以上（建築工事・施設工事を合わせて）の工事の中から内容、規模、進捗状況等を検討し、選定する。

(3) 主な実施手続

実施に当たっては、対象部署及び関係部署に対し、期日、場所等をあらかじめ通知し、資料の提出を求める。

提出された資料、設計・施工関係書類及び契約関係書類等の調査等を行い、対象部署及び関係部署に対し、実査及び説明聴取を実施する。

また、技術士による関係書類等の審査及び実査を併せて実施する。

(4) 実施日：監査委員会議にて選定後、決定

(5) 実施体制：監査等の実施体制は、別に通知する。

4 行政監査（テーマ監査）（地方自治法第199条第2項）

(1) 目的

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

(2) 対象

特定のテーマに関する事務事業の執行について、合理的かつ効率的に行われ、法令等の定めにより適正に行われているかを観点に、特定のテーマを対象とする。

なお、監査のテーマは、監査委員の合議により決定する。

(3) 主な実施手続

実施に当たっては、実施要領を作成した後、設定した監査のテーマに関する調査・確認等を行うとともに、対象部署の説明聴取等を実施する。

(4) 実施日：監査委員会議にて選定後、決定

(5) 実施体制：監査等の実施体制は、別に通知する。

5 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

（1）目的

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えていたる団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

（2）対象

財政援助団体、出資団体、公の施設の指定管理者等のうちから、監査委員の合議により決定する。

（3）主な実施手続

実施に当たっては、団体等及び対象部署に対し、期日、場所等をあらかじめ通知し、資料の提出を求める。

提出された資料と書類・諸帳簿等を照合し、疑問点等を所管部署に確認するとともに、団体等及び所管部署に対し説明聴取等を実施する。

（4）実施日：監査委員会議にて選定後、決定

（5）実施体制：監査等の実施体制は、別に通知する。

6 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

（1）目的

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

（2）対象

検査実施月の前月分の現金の出納について、次に掲げるものを対象とする。

① 一般会計、特別会計及び基金

② 企業会計（水道事業会計、下水道事業会計並びに病院事業会計）

（3）主な実施手續

実施に当たっては、対象部署に対し、期日、場所等をあらかじめ通知し、資料の提出を求める。

提出された資料に基づき帳簿突合等をし、必要に応じ対象部署に確認を行うとともに、説明聴取を実施する。

（4）実施日：別紙年間監査計画表のとおり

（5）実施体制：検査等の実施体制は、別に通知する。

7 決算審査及び基金の運用状況審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項、地方自治法第241条第5項）

（1）目的

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。また、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

(2) 対象

市長から審査に付された次に掲げるもの及び証拠類等の書類を対象とする。

- ①一般会計決算、特別会計決算
- ②企業会計決算（水道事業、下水道事業及び病院事業）
- ③財産に関する調書
- ④定額の資金を運用するための基金の運用状況

(3) 主な実施手続

実施に当たっては、全部署に対し、期日、場所等をあらかじめ通知し、資料の提出を求める。

監査に付される書類及び様式に定めた資料の計数確認や調査等をし、必要に応じ対象部署に確認を行うとともに、財産の増減及び現在高を確認するため、一般会計等の公有財産調査及び企業会計の貯蔵品実査を行い、その後、全部署に対し説明聴取を実施する。

(4) 実施日：別紙年間監査計画表のとおり

(5) 実施体制：審査等の実施体制は、別に通知する。

8 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条、第22条）

(1) 目的

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

(2) 対象

市長から提出を受けた決算に基づき算定された次に掲げる比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とする。

- ①健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）
- ②資金不足比率（水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）

(3) 主な実施手續

実施に当たっては、対象部署に対し、期日、場所等をあらかじめ通知し、資料を求める。

提出された書類と決算関係書類等との照合を行い、必要に応じ対象部署に確認を行うとともに、説明聴取を実施する。

(4) 実施日：別紙年間監査計画表のとおり

(5) 実施体制：審査等の実施体制は、別に通知する。

9 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条第1項）

請求に基づき監査を行う。

10 その他の監査

請求、要求に基づき次の監査を行う。

- (1) 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）
- (2) 議会の要求に基づく事務の監査（地方自治法第98条第2項）
- (3) 市長の要求に基づく事務の監査（地方自治法第199条第6項）
- (4) 市長又は企業管理者の要求に基づく指定された金融機関の公金の収納又は支払の事務の監査（地方自治法第235条の2第2項、公営企業法第27条の2第1項）
- (5) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する事実の有無等の監査
（地方自治法第243条の2の2第3項、公営企業法第34条）

令 和 6 年 度
年 間 監 査 計 画 表

令和6年度 年間監査計画表

内 容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
例月 出納 検査	事前検査 説明聴取	4/25 (木) 4/26 (金)	5/30 (木) 5/31 (金)	7/1 (月) ※1 7/5 (金)	7/30 (火) 7/31 (水)	8/27 (火) 8/28 (水) ※1 9/30 (月)
決算審査	一般会計 特別会計 及び 企業会計	企業会計 貯蔵品実査 4/8 (月)	一般・特別会計 公有財産調査 5/30 (木)	企業会計 決算・資金不足比率事前審査 7/1 (月) 決算・資金不足比率審査 7/5 (金) 予備日 7/10 (水)	一般・特別会計 決算・基金運用状況審査 7/11 (木) // // // 予備日 7/16 (火) 7/17 (水) 7/19 (金) 7/22 (月)	一般会計・特別会計 健全化判断比率事前審査 7/30 (火) 健全化判断比率審査 7/31 (水)
定期・行政監査	対象部署 物品等調査 施設調査 説明聴取 予備日					危機管理室 総務部・財務部 10/9 (水) 10/9 (水) 10/10 (木) 10/11 (金)
学校監査	施設調査 予備日	小学校 8校：若狭、荒幡、伸栄、美原、安松、東所沢、中富、北野 中学校 4校：所沢、中央、富岡、狭山ヶ丘				
工事監査	事前監査 実査・聴取			対象工事及び実施日：未定		
行政監査	事前・実査 説明聴取			テーマ及び実施日：未定		
財援監査	事前・実査 説明聴取			対象団体等及び実施日：未定		
会議等		(県西) 定例会・研修会 飯能市 4/22 (月)	(県都) 役員会・表彰審査会・総会 書面会議 研修会		(関東) 定期総会 川崎市 7/3 (水)	(県西) 監査委員・職員研修会 川越市 日にち：未定 (全国) 総会・研修会 大阪市 8/29 (木) ～ 8/30 (金)

※1 議会等の日程により変更となる可能性があります。

内 容		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
例月 出納 検査	事前検査 説明聴取	10/30 (水) 10/31 (木)	11/28 (木) 11/29 (金)	12/26 (木) 12/27 (金)	1/29 (水) 1/30 (木)	2/13 (木) ※1 2/14 (金)	3/27 (木) ※1 3/28 (金)
決算審査	一般会計 特別会計 及び 企業会計						
定期・行政監査	対象部署 街づくり計画部 行政委員会等	街づくり計画部 行政委員会等	環境クリーン部		教育総務部 学校教育部	秘書室 経営企画部	
	物品等調査 施設調査 説明聴取 予備日	10/23 (水) 10/24 (木) 10/28 (月) 10/30 (水)	11/18 (月) 11/20 (水) 11/21 (木) 11/25 (月)		1/15 (水) 1/17 (金) 1/20 (月) 1/24 (金)	2/3 (月) 2/5 (水) 2/7 (金) 2/10 (月)	
学校監査	施設調査 予備日		11/11 (月) 11/12 (火) 11/13 (水)				
工事監査	事前監査 実査・聴取				対象工事及び実施日：未定		
行政監査	事前・実査 説明聴取				テーマ及び実施日：未定		
財援監査	事前・実査 説明聴取				対象団体等及び実施日：未定		
会議等		(県都) 後期研修会 動画研修					